

岩手県告示第258号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 海岸名

岩手県三陸北沿岸田野畑海岸嶋之越地区海岸

2 指定区域

岩手県下閉伊郡田野畑村大字浜岩泉第4地割字嶋之越45番地の2地内嶋之沢行人橋左岸側橋台を基点1とし、基点1から307度48分1メートルの地点を基点2とし、基点2から324度20分4メートルの地点を基点3とし、基点3から25度56分27メートルの地点を基点4とし、基点4から288度59分32メートルの地点を基点5とし、基点5から199度30分90メートルの地点を基点6とし、基点6から109度35メートルの地点を基点7とし、基点7から14度52分40メートルの地点を基点8とし、基点8から124度19分4メートルの地点を基点9とし、基点9から97度59分12メートルの地点を基点10とし、基点10から122度41分25メートルの地点を基点11とし、基点11から82度23分5メートルの地点を基点12とし、基点12から88度17分19メートルの地点を基点13とし、基点13から59度05分9メートルの地点を基点14とし、基点14から47度21分3メートルの地点を基点15とし、基点15から35度10分19メートルの地点を基点16とし、基点16から22度45分15メートルの地点を基点17とし、基点17から319度15分1メートルの地点を基点18とし、基点18から82度35分30メートルの地点を基点19とし、基点19から339度33分4メートルの地点を基点20とし、基点20から271度13分5メートルの地点を基点21とし、基点21から271度11分2メートルの地点を基点22とし、基点22から282度22分8メートルの地点を基点23とし、基点23から319度12分5メートルの地点を基点24とし、基点24から319度10分11メートルの地点を基点25とし、基点25から345度41分1メートルの地点を基点26とし、基点26から356度29分6メートルの地点を基点27とし、基点27から322度34分3メートルの地点を基点28とし、基点28から322度35分1メートルの地点を基点29とし、基点29から242度28分20メートルの地点を基点30とし、基点30から283度27分25メートルの地点を基点31とし、基点31から237度48分12メートルの地点を基点32とし、基点2から基点32までと基点2の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局岩泉土木事務所に備えておいて縦覧に供する。